

2022年2月22日

## 産業競争力強化法における事業適応計画（情報技術事業適応） の認定取得について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、2022年2月21日（月）、産業競争力強化法における事業適応計画<sup>注</sup>（情報技術事業適応）の認定を取得しましたので、お知らせします。  
なお、地方銀行として初めての認定取得になります。

当行では、中期経営計画「MVP70」（2019～2022年度）において、「人とデジタルの融合」を標榜した成長戦略や、それを踏まえたインフラ基盤構築などの戦略を掲げ、積極的にデジタル技術を活用しながら、より付加価値の高いお客さまサービス提供と業務効率化・生産性向上に注力しております。また、こうした取組みにより、2021年10月には、経済産業省の「DX認定事業者」認定を取得いたしました。

このようななか、今般当行が認定取得した事業適応計画は、情報技術の進展による事業環境の変化に対応するもので、スマートフォンアプリなどのデジタルチャネルを拡充し、お客さまが「いつでも」「どこからでも」金融サービスの手続・相談ができるような環境を構築するとともに、新たに構築するデータウェアハウスへのデータ蓄積・AI等による分析を通じ、お客さまの潜在ニーズ可視化とそれに対応する最適なソリューション提供を実現していくことで、お客さまの体験価値向上を目指していくものです。

当行は今後も、お客さまサービスの向上や地元企業の支援充実に向け、DXの一層の推進に注力してまいります。

### 注 産業競争力強化法における事業適応計画について

- ・事業再構築やデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図る制度です。
- ・具体的には、事業者が自社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、事業者全体で組織的な戦略に基づき、前向きな未来投資を通じた事業変革を実行し、産業競争力の強化を図る取組み（「事業適応」）を支援すべく、「事業適応計画」の認定スキームを創設し、認定を受けた事業適応計画に従って行う取組みに対する支援措置（金融支援、税制措置）を講ずるものです。
- ・なお、「事業適応」には、以下の3類型があります。  
①成長発展事業適応 ②情報技術事業適応（本件）③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
総合企画部 デジタル化推進室 北森 啓也  
TEL：048-641-6111（代）